

緊急ご報告

平成 21 年 7 月吉日

漂着・漂流ゴミ対策法案が今国会で成立し、 国が責任を持って対策を推進します

自民党 漂流・漂着物対策特別委員会事務局長
衆議院議員 谷川 弥一

韓国・中国等から漂流してくるゴミによって、
永い間、ご苦労されてきた対馬壱岐五島の皆様、
漁民の皆様にご報告申し上げます。

私は自民党 漂流・漂着物対策特別委員会事務局長として、漂流・漂着ゴミ対策法案の法制化に向け環境省と折衝を重ね、自民党委員会や与党 PT での協議を経て、海岸漂着物の円滑な処理と、その発生抑制を図るため、自民党・公明党の与党は法制化に向けて検討を重ね、今般「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律案」を議員立法で取りまとめました。

これまででは、ゴミの責任の所在が曖昧で、ゴミの回収処理が進みませんでした。しかし、この法律によって、各自治体で行われる対策に国が責任を持って財政上の措置を行うことが明記されたことにより、今後、皆さんの地域における、ゴミの回収処理が進んでいくことになります。

具体的には、

- ①法律の基本理念として、良好な景観の保全や生物多様性の確保に配慮し、総合的な海岸の環境の保全及び再生を図ること等を明記すること。
- ②海岸への漂着物の処理の係る関係者の責任を明らかにすることにより、その円滑な処理を推進すること。特に都道府県をはじめとする海岸管理者等の責任と市町村の協力に関する規定を明記すること。
- ③地域における海岸漂着物対策推進協議会や関係省庁による海岸漂着物対策推進会議の設置、民間の団体等との連携及び支援、外交上の適切な対応や国際的な協力の推進など、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること。
- ④政府は海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

※なお、この法律は平成 21 年 7 月より施行されます。（衆議院本会議で成立しました。）

ご不明な点がございましたら 谷川弥一事務所 ☎03-3508-7014 (山下まで) ご連絡ください。